

## 一般社団法人日本人間工学会 研究部会規程

### (総則)

第1条 定款第43条第4項に基づく研究部会については、この規程による。

### (設置)

第2条 研究部会の設置は発起人として正会員5名以上の連記による申請により、理事会の議を経て決定する。

- 2 申請に際しては、名称、目的、組織、活動計画概要を記した研究部会設立申請書を理事会に提出する。

### (研究部会の構成、運営)

第3条 研究部会長の責任において必要に応じ、会員以外でも当該研究部会の活動に賛同する個人を適宜参加させることができる。但し、構成員には20名以上の学会員が含まれることを原則とする。

### (設置期間)

第4条 研究部会の設置期間は5年以内とする。

### (継続)

第5条 研究部会会長は、研究部会の継続を必要とする場合には、継続理由を記した継続申請書を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (報告)

第6条 研究部会会長は、会の活動報告を年度ごとに理事長に提出しなければならない。

### (予算と会計報告)

第7条 学会は研究部会に、毎年補助費を交付する。

- 2 研究部会会長は、決算報告を年度ごとに理事長に提出しなければならない。

### (附則)

- 1 この規程の変更は、理事会の議決による。
- 2 この規程は平成22年3月23日から施行する。